

長野市温室効果ガス排出量見える化・削減支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、市内の事業所等（本店、事業所又は工場をいう。以下同じ。）の温室効果ガスの排出量の削減を促進するため、市内に事業所等を有する事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定、削減目標の設定等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 見える化クラウドサービス インターネットを經由して、事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定（GHGプロトコルに基づく算定に限る。）並びに事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の削減目標の設定及び削減に向けた支援を行うサービスをいう。
- (2) 見える化支援事業者 見える化クラウドサービスを提供する事業者をいう。
- (3) 見える化取組企業 見える化クラウドサービスを導入しようとする市内に事業所等を有する法人をいう。
- (4) GHGプロトコル 事業者の温室効果ガスの排出量の算定及び報告に係る国際的な基準をいう。

(交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす見える化取組企業とする。

- (1) 規則第3条の規定による補助金の交付申請を行う日（以下「申請日」という。）において長野地域脱炭素実現推進協議会（以下「協議会」という。）に加入していること。
- (2) 申請日において市内に事業所等を有し、かつ、当該事業所等の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の削減を検討するために見える化クラウドサービスを導入しようとするものであること。
- (3) 代表者又は役員が暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者（長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第6条第1項に規定する暴力団関係者をいう。）でないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第4 補助金の対象となる事業は、交付対象者が令和7年10月1日に見える化クラウドサービスを導入する事業とする。

(補助対象経費及び補助率等)

第5 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付対

象者が導入する見える化クラウドサービスの使用料とする。ただし、当該見える化クラウドサービスの契約期間が令和7年10月1日から令和8年9月30日までのもの（令和7年10月1日に契約し、かつ、当該契約が令和8年9月30日に満了する場合に限る。）、かつ、当該契約期間の使用料を補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日までに一括して支払う場合に限る。

2 補助率及び補助金の上限額は、次の各号に掲げる交付対象者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 令和5年度から継続して見える化クラウドサービスを導入している者 補助対象経費の3分の1以内の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、一の交付対象者につき5万円を限度とする。

(2) 前号に規定する者以外の者 補助対象経費の2分の1以内の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、一の交付対象者につき7万5,000円を限度とする。

3 補助金の交付は、一の交付対象者につき1年度当たり1回限りとする。

（交付申請）

第6 規則第3条に規定する申請書は、長野市温室効果ガス排出量見える化・削減支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 導入しようとする見える化クラウドサービスの内容が確認できる資料

(2) 導入しようとする見える化クラウドサービスの見積書その他の使用料が確認できる資料

(3) 見える化クラウドサービスを導入しようとする市内の事業所等の所在地が確認できる資料

(4) 市税の納付状況確認に関する同意書（様式第2号）

(5) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する申請書等の提出期限は、市長が別に定める。

（交付の条件）

第7 規則第4条第2項の交付の決定に係る条件は、令和7年10月1日から令和8年9月30日までの間の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量及び削減量並びに同年10月1日以降の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組を市長に報告することとする。

2 前項に規定する報告は、長野市温室効果ガス排出量見える化・削減支援事業補助金取組報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添付し、これを市長に提出するものとする。

(1) 見える化クラウドサービスを導入した市内の事業所等の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量及び削減量の算定結果が確認できる資料

(2) その他市長が必要と認める書類

3 第1項に規定する報告の期限は、令和9年3月31日までとする。

（補助事業の内容の変更等）

第8 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各

号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき 長野市温室効果ガス排出量見える化・削減支援事業変更承認申請書（様式第4号）及び市長が必要と認める書類
- (2) 補助事業の中止又は廃止をしようとするとき 長野市温室効果ガス排出量見える化・削減支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）及び市長が必要と認める書類
（補助事業の実績報告）

第9 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市温室効果ガス排出量見える化・削減支援事業実績報告書（様式第6号）によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象経費に係る領収書その他の支出が確認できる書類の写し
- (2) 補助対象経費に係る契約書その他の契約期間及び契約内容が確認できる書類の写し
- (3) 見える化クラウドサービスを導入した市内の事業所等の所在地が確認できる資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日とする。

（交付請求書）

第10 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市温室効果ガス排出量見える化・削減支援事業補助金交付請求書（様式第7号）によるものとする。

（交付決定の取消し）

第11 市長は、補助事業者が、規則第13条第1項各号に該当する場合のほか、第7に規定する条件に違反したときは、補助金の交付決定を取り消すことがある。

（補則）

第12 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の長野市温室効果ガス排出量見える化・削減支援事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により補助金の交付を受けた者については、旧要綱第7の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。